

石川県公報

令和3年5月14日

第13405号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 1	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同) 5
○歳入の徴収事務の委託 (観光企画課) 1	○基本測量実施公告 (監理課) 5
○令和3年度管理美容師資格認定講習会の指定 (葉事衛生課) 1	○基本測量終了公告 (同) 6
○令和3年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同) 2	○公共測量実施公告 (同) 6
○保安林の指定 (森林管理課) 3	○公共測量終了公告 (同) 6
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 3	○公共測量終了公告 (同) 7
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 4	○公共測量終了公告 (同) 7
○大規模小売店舗の廃止の届出の公告 (同) 4	○公共測量終了公告 (同) 7
○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 5	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 7
	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 8

告 示

石川県告示第194号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
本谷石油株式会社	本 谷 清 次	羽咋郡志賀町長沢壺字50番地2	令和3年3月31日

石川県告示第195号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館に係る使用料の徴収事務	金沢市無量寺町ホ120	株式会社丸一観光	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

石川県告示第196号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、令和3年度管理美容師資格認定講習会を次の

とおり指定した。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 2 日程

第 1 日	令和3年10月4日
第 2 日	令和3年10月11日
第 3 日	令和3年10月12日

- 3 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

- 4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
理容所の衛生管理	14時間
計	18時間

- 5 受講料
16,000円
- 6 会場の運営及び設営の窓口となる機関
東京都江東区有明3丁目7番26号
有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
業務部

石川県告示第197号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、令和3年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 2 日程

第 1 日	令和3年10月4日
第 2 日	令和3年10月11日
第 3 日	令和3年10月12日

- 3 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

- 4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間

美容所の衛生管理	14時間
計	18時間

- 5 受講料
16,000円
- 6 会場の運営及び設営の窓口となる機関
東京都江東区有明3丁目7番26号
有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
業務部

石川県告示第198号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所
河北郡津幡町字坂戸ソ112、117
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
令和3年4月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人萬松園ネットワーク
- 3 代表者の氏名
萬谷 正幸
- 4 主たる事務所の所在地
加賀市山代温泉北部3丁目70番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、加賀市一般市民並びに加賀市に訪れる国内外の観光客に対して、地方活性化や自然森林活動のスポーツ化、レジャー化、地域情報の発信、施設の維持管理と観光事業など、高齢化社会の憩いの場所としてレクレー

ション活動拠点の手助けに貢献した地域福祉情報と里山環境の活性化に関する事業を行い、地域の活性化、観光振興及び健康の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ野々市店、フレンドマート野々市店
野々市市二日市四丁目211番 外135筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCMカーマ株式会社

代表取締役 本田 桂三

愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

(変更後) DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

3 変更の年月日

令和3年3月1日

4 変更する理由

DCM株式会社がDCMカーマ株式会社を合併したため。

5 届出年月日

令和3年4月22日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年5月14日から同年9月14日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年9月14日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー小松店
小松市北浅井町乙81 外44筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,696平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年10月31日
- 5 変更する理由
閉店のため

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和3年5月17日から同年6月14日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
宗座地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	小松市産業未来部 農林水産課
上小松地区	〃	〃	〃
吉竹地区	〃	〃	〃
得橋地区	〃	〃	〃

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和3年5月17日から同年6月14日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 （耕作放棄地防止型）	清水地区	換地計画書の写し	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量

を実施する旨の通知があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (地 磁 気 測 量)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	羽咋郡志賀町
基 本 測 量 (航 空 重 力 測 量)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	県内全域

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (一 等 磁 気 測 量)	令和2年4月1日から 令和3年3月24日まで	羽咋郡志賀町
基 本 測 量 (航 空 重 力 測 量)	令和2年4月1日から 令和3年3月24日まで	県内全域
基 本 測 量 (電 子 国 土 基 本 図 (地 図 情 報) 修 正)	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	石川県全域
基 本 測 量 (国 土 広 域 情 報 修 正)	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	石川県全域
基 本 測 量 (地 殻 変 動 補 正 パ ラ メ ー タ 測 量)	令和3年3月1日から 同月31日まで	石川県全域

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ 測 量)	令和3年4月19日から 令和4年1月25日まで	白山市白峰地先他

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中日本高速道路株式会社金沢支社長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ 測 量)	令和3年4月1日から 同年12月11日まで	加賀市奥谷町から加賀市新保町まで、 小松市草野町から小松市長崎町まで、 能美市山口町から能美市吉原釜屋町ま で、白山市湊町から白山市中新保町ま で、金沢市福増町から金沢市竹又町ま で

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不 動 産 登 記 法 第 14 条 第 1 項 地 図 作 成)	令和2年11月1日から 令和3年2月26日まで	白山市美川和波町ル、ワ、カ、ソ、同 所美川浜町ヨ、同所美川末広町ル、カ、 ヨ、ソの各全部 白山市美川和波町北、同所美川永代町 甲、ヲ、同所美川浜町ル、ヲ、タ、ソ、 同所美川中町イの各一部

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで	石川県全域

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸地方整備局河川部地域河川課長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ 測 量)	令和2年10月18日から 令和3年3月26日まで	金沢市、白山市、小松市、加賀市、輪 島市、珠洲市

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画特別用途地区の変更	石川県土木部都市計画課及び能美市土木部まち整備課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和3年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
<p>かほく市高松エ27番1、27番6、27番7、28番4、28番5、28番12、28番13、28番26、28番27、29番1から29番4まで、29番5の一部、29番7の一部、29番11、29番12、30番、31番、33番3から33番6まで、35番、36番1、36番4、37番2、38番1、38番5、38番8から38番13まで、39番2、52番1、52番2、57番、58番及び農道の無籍地の一部</p> <p>かほく市高松メ46番1、46番4の一部、46番5、46番10から46番13まで、48番5、48番6、48番10、48番甲1、82番1の一部、82番5、123番</p>	<p>道路</p> <p>かほく市高松エ27番6、28番12、28番26、29番5の一部、29番7の一部、38番8から38番10まで、52番1及び農道の無籍地の一部</p> <p>かほく市高松メ46番4の一部、46番10、48番6、82番1の一部</p> <p>緑地</p> <p>かほく市高松エ27番7</p>	<p>金沢市東蚊爪町ラ28番地2</p> <p>TANIDA株式会社</p>